

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (家庭用燃料電池システム(エネファーム))

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー

【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について、署名又は押印があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆エネファームの設置に要する費用が分かること。
 - ・エネファーム設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類（内訳書）等を添付してください。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。
 - ・見積書等は燃料電池ユニット、貯湯ユニットの型番の記載のあるものをご提出ください。

(2) システムの規格等が分かる書類

- ◆設置するシステムについて、製造事業者、燃料の種類、燃料電池ユニットの品名番号、貯湯ユニットの品名番号が確実に分かること。
 - ・メーカーパンフレットの仕様書欄のコピー、メーカーWEBサイトの印刷物等をご使用ください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図を使用し、設置場所（宅地の境界）をマーカー等で囲ってください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置場所が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しができる住宅であること
 - (例) 検査済証の発出日が「令和6年4月1日～令和7年3月31日」のものは、令和7年度末(令和8年3月31日)までに引渡しができる場合のみ補助対象です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。